

最大  
約50%  
割引

# グループ賠償責任保険

## 国内生産物賠償責任保険 (PL保険)

貴社が製造もしくは販売された製品、または貴社が行った仕事の結果に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

### お支払いの対象となる事故例

#### 〈生産物リスク〉

貴社が製造・販売した財物(生産物)が他人に引き渡された後、その生産物の欠陥により発生した偶然な事故



テレビが発火して家屋が焼失

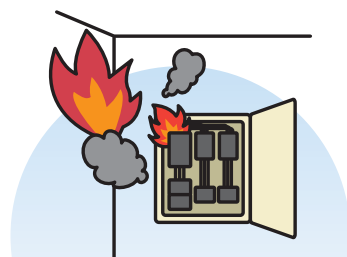
等

#### 〈仕事の結果リスク〉

貴社が行った仕事が終わった後、その仕事の欠陥により発生した偶然な事故



取り付けた看板がはずれ、通行人に当たりケガをさせてしまった。



電気工事の配線ミスにより漏電し、火災が発生して近くの壁が焼損

等

### PLベーシックプラン

#### 生産物、仕事の結果リスク

- 生産物による事故
- 仕事の結果による事故

#### オリジナル補償拡張補償

以下のリスクにも対応します。

拡張補償です

- 不良完成品損害補償
- 不良製造品損害補償
- 生産物または仕事の目的物自体の損害(生産物自体の損害補償)
- 生産物の回収費用補償
- 訴訟対応費用補償
- 初期対応費用補償
- 被害者治療費等補償

### PLプレミアムプラン

- 財物損壊を伴わない使用不能損害補償

- 損害回復費用補償

- 人格権侵害補償 **同時加入** (\*\*)

(\*\*)この補償は、PLベーシックプランの場合も、施設賠償責任保険に同時加入頂くことで自動付帯されます。

このパンフレットは、国内PL保険(生産物賠償責任保険)、施設所有(管理)者賠償責任保険、借戸室賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険の特徴を説明したものです。詳しくは「企業リスクプロテクション・プログラム」をご覧ください。

# 施設所有(管理)者賠償責任保険

貴社が所有、使用もしくは管理している各種の施設・設備・用具等の管理の不備、または貴社もしくは貴社の従業員等の業務活動中のミスにより発生した偶然な事故に起因して、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、貴社が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害(損害賠償金や争訟費用等)に対して、保険金をお支払いします。

## お支払いの対象となる事故例

〈1.各種施設・設備・用具等の構造上の欠陥や管理の不備による事故〉



化学工場の装置の故障から工場が爆発し、近隣に多大な被害を与えた。



お店の看板の留具が腐食していたために看板が落下し、通行人にケガをさせてしまった。

〈2.業務活動・行事等での不注意による事故〉



商品説明中に誤って商品をお客さまの足の上に落とし、ケガをさせてしまった。

等

等

### 施設ベーシックプラン

#### 施設リスク

- 施設の管理不備による事故
- 設備の管理不備による事故
- 給排水管からの漏水(漏水補償)

#### 業務リスク

- 業務中の事故

### 施設プレミアムプラン

- 財物損壊を伴わない使用不能損害補償
- データ損壊復旧費用補償
- 訴訟対応費用補償
- 管理財物損壊補償
- 構内専用車等補償\*
- 損害回復費用補償
- 来訪者財物損壊補償
- 初期対応費用補償
- 海外出張中の事故補償(国外業務危険補償)
- 借用イベント施設損壊補償
- 広告宣伝侵害補償 同時加入(※)
- 人格権侵害補償 同時加入(※)
- 被害者治療費等補償 同時加入(※)

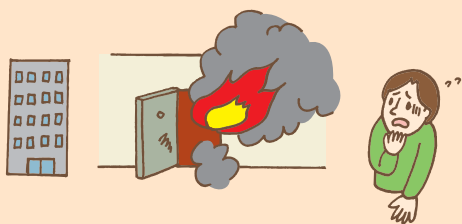
(※)この3つの補償は、施設ベーシックプランの場合も、国内PL保険もしくは昇降機賠償責任保険に同時加入頂くことで自動付帯されます。

\* 構内専用車等補償は、施設プレミアムプランの場合のみ適用されますが、保険の対象とする構内専用車を選択すること(または構内専用車等補償を適用しないこと)が可能です。

# グループ賠償責任保険 その他の賠償責任保険

## 借戸室賠償責任保険(テナント店舗・社宅等)

被保険者が借用する社宅・事務所・店舗等の「火災」「破裂・爆発」「給排水設備に生じた事故に伴う漏水、放水またはいっ水」によって保険期間中に借戸室に損害を与え、家主に対して法律上の損害賠償責任を負担することによる損害に対して保険金をお支払いします。



### ご加入例

支払限度額:1事故あたり1億円  
(卸売業事業者の事務所1戸室あたり)

### 年間保険料

一般でご加入の場合: **25,000円**  
このプログラムでご加入の場合: **20,000円**

### 例

社宅として借用している建物において、従業員がストーブを誤って倒したため出火し、家主に対して債務不履行責任を負った。

## 昇降機賠償責任保険

被保険者が所有、使用または管理する保険対象のエスカレーター・エレベーターの構造上の欠陥や運行・管理の不備によって保険期間中に発生した偶然な事故により、他人の生命や身体を害したり、他人の財物を滅失、破損または汚損した場合に、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。



### ご加入例

支払限度額:身体障害・財物損壊共通  
1事故あたり1億円 保険期間中通算2億円  
卸売業事業者の事務所ビル乗用エレベーター  
2台の場合

### 年間保険料

一般でご加入の場合: **7,000円**  
このプログラムでご加入の場合: **5,600円**

### 例

店舗内のエレベーターの誤作動により子供が扉にはさまれてケガをした。

■人格権侵害補償 **同時加入** (※)

■被害者治療費用等補償 **同時加入** (※)

(※)この2つの補償は、施設賠償責任保険に同時に加入して頂くことで自動付帯されます。

このパンフレットは、国内PL保険(生産物賠償責任保険)、施設所有(管理)者賠償責任保険、借戸室賠償責任保険、昇降機賠償責任保険、雇用慣行賠償責任保険の特徴を説明したものです。詳しくは「企業リスクプロテクション・プログラム」をご覧ください。

## 雇用慣行賠償責任保険

被保険者が役員または使用人に対して行った不当な行為（不作為を含む）に基づいて、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害に対して保険金をお支払いします。

こんな事例が身近に迫っています。

(ご注意) いずれも保険金のお支払いをお約束するものではありません。実際の有無責は約款および特約の内容に従います。

### 差別的行為



女性会社員12人、「昇進で差別」  
- 改正均等法施行を機に、損害賠償請求。

「男性社員に比べ著しい差別を受けており、昇進・昇格の差別的取扱いを禁じた改正男女雇用機会均等法に違反している」として損害賠償請求訴訟を提起。

### セクシャルハラスメント



上司のセクハラ「会社の責任認定」  
- 損害賠償請求を容認。

運送会社に勤める事務社員(23)が、性的嫌がらせを受け、出勤できなくなったとして、上司の男性社員と同社を相手取り、賠償金220万円を請求。

### 不当解雇



建設会社に「退職扱いは無効」  
- 950万円賠償命令。

男性社員(47)が、「交通事故による重傷から回復後も、職場復帰を認めず、就業規則の休職期間経過を理由に不当解雇された」として、建設会社に対し、損害賠償を請求。

そこで!

「雇用慣行賠償責任補償」で  
不当な行為による  
損害賠償責任対策を!!



### 保険金をお支払いする主な場合

日本国内において被保険者(お客さま)が役員・従業員<sup>(注1)</sup>に対して行った不当な行為<sup>(注2)</sup>に起因して、保険期間中に損害賠償請求がなされたことにより、法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

(注1) 既に退職された方および採用応募者を含みます。

(注2) 差別行為、セクシャルハラスメント、不当解雇をいい、不作為を含みます。

取扱代理店  
三井物産インシュアランス株式会社  
〒101-0041 東京都千代田区神田須田町1-1  
神田須田町スクエアビル11階

引受保険会社  
三井住友海上火災保険株式会社  
企業営業第二部物産営業第二室  
東京都千代田区神田駿河台3-11-1  
TEL:03-3259-4248 FAX:03-3291-7465

本店 TEL:03-5297-6226 中部支店 TEL:052-584-2171  
北海道支店 TEL:011-213-3083 関西支店 TEL:06-6226-2831  
東北支店 TEL:022-264-5086 九州支店 TEL:092-271-8203